

連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する
見舞金支給に関する 調

1 見舞金支給の沿革

- (1) 昭21.5.31 閣議決定
- (2) " 22.1.4 " "
- (3) " 26.12.4 閣議了解
- (4) " 27.5.27 " "
- (5) " 36.11.11 連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する
給付金の支給に関する 事

2 見舞金支給の実績

(1) 昭和21年度から昭和25年度まで

(イ) 人的被害	1,998件	316,198,613.05 ¹⁴
(ロ) 物的被害	15,506件	182,166,511.25
計		498,865,124.30

(2) 昭和26年度から昭和30年度まで

人的被害の件 6,503件 685,420,141¹⁴

(以上合計)

(イ) 人的被害	16,501件	1,002,118,924.05 ¹⁴
	1件 ¹⁵	約 61,000円 ¹⁴
(ロ) 物的被害	15,506件	182,166,511.25 ¹⁴
	1件 ¹⁵	約 12,000円 ¹⁴

3 物的被害に対する見舞金額

		家財その他の財産見舞金	住宅見舞金
占領軍進駐～22.1.7		一世帯500円以内	0
22.1.8～24.1.31		〃	一世帯1,000円以内
24.2.1～24.12.31		一世帯5,000円以内	〃 10,000円 〃
25.1.1～26.3.31		〃 10,000円 〃	〃 20,000円 〃
26.4.1～26.9.7		〃 20,000円 〃	〃 40,000円 〃
26.9.4～27.4.28		一世帯被害額20,000円までは その100% 被害額20,000円を超える部分 についてはその15%(限度なし)	一世帯被害額40,000円までは その100% 被害額40,000円を超える部分 についてはその15%(限度なし)
27年における 1回追 給措置	22.10.27	被害額20,000円までは その100% 被害額20,000円を超える部分 についてはその25%	被害額40,000円まではその 100% 被害額40,000円を超える部分 についてはその25%
	26.9.7	ただし、損害保険等により、 別に補填を受けた場合は その額を控除	ただし、損害保険等により、 別に補填を受けた場合は その額を控除
28年における 2回 追給措 置	20.9.2	実被害額10,000円までは その100% 10,000円を超える部分につ いてはその25%	実被害額20,000円までは その100% 20,000円を超える部分につ いてはその25%
	20.10.26		
	20.10.27	実被害額20,000円までは その100% 20,000円を超える部分 についてはその25%	実被害額40,000円までは その100% 40,000円を超える部分につ いてはその25%
	27.4.27		

(注) 家財、住宅見舞金については、被害物件の耐用年数、経過年数にたいして評価。